宇和島地区広域事務組合環境センターにごみを搬入される方へ

- ●環境センターへごみを搬入される場合は、下記のとおり分別を確実におこない、注意事項を守って搬入し てください。
- ●環境センターに搬入出来るごみは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町の家庭から排出される一般廃棄物 と同区域の事業所で事業活動に伴い排出される一般廃棄物で産業廃棄物以外のごみになります。
- ●資源物については、構成市町において分別収集をおこなっていますのでご協力をお願いします。

可燃(もえる)ごみ





■搬入に使用する袋

透明または半透明の市販の袋





- ■注意点
 - ①生ごみは十分水分を切る。



- ②カバン・ベルトなどは金属部分 を取り除く。
- ③紙おむつは汚物を取り除く。

不燃(もえない)ごみ





■搬入に使用する袋

透明または半透明の市販の袋







- ① 乾電池・ボタン電池及び充電池 などは取り外す。
- ②スプレー缶・カセットボンベは 必ず穴を開ける。

可燃性・不燃性粗大ごみ





■受け入れ可能サイズ

幅1m×高さ80cm×長さ2.5m以内







- ①暖房器具の灯油は必ず抜く。
- ②家具等の鏡やガラスは、できる だけ取り外す。

剪定枝など

■注意点

- ①剪定枝等は1日2トン車1台まで。(個人持込みに限る)
- ②剪定枝・木・竹などは土や石を除去し、長さ1m以内、 直径10cm以内に切断し束ねる。(角材も同様)
- ※事前に連絡が必要です。



事業系ごみ

■注意点

- ①産業廃棄物・処理不適物は搬入できません。
- ②資源可能な古紙・缶等金属類は搬入できません。
- ③事業所のごみを直接持ち込む場合は、事業所の従業員 の方がお越しください。

搬入出来ないごみ





- ①構成市町以外のごみ
- ②産業廃棄物



- ③家電リサイクル対象機器
- 4有害性・危険性のあるもの











処理手数料(搬入料金)

■生活系一般廃棄物 10kgあたり 50円

■事業系一般廃棄物 10kgあたり 100円

※10kg未満の場合は10kg 4kg = 10kg

※10kg以上の場合は四捨五入 14kg = 10kg

15kg = 20kg

※混載ごみの場合はそれぞれ計量

生活系可燃ごみ5kgと生活系不燃ごみ5kgを搬入した場合

(5 kg = 50 P) + (5 kg = 50 P) = 100 P

搬入日及び時間

■搬入日

月曜日~土曜日(祝日は休み)

※年末年始(12月31日~1月3日)は休みです。

■搬入時間

午後1時~午後4時30分まで

※時間に余裕をもってお越しください。

広域事務組合環境センターにごみを搬入される個人・事業所の方へ (注意事項)

広域事務組合環境センターへのごみ搬入にあたり、以下の注意事項を必ずお守りください。

- 1 搬入できるごみは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町の家庭から排出される一般 廃棄物と同区域の事業所で事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物で産業廃棄物 以外のごみになります。
 - ※分別不良・産業廃棄物及び処理不適物は、お持ち帰りいただきます。
- 2 粗大ごみ以外は、中身が見える透明または半透明の袋に入れてください。 ※構成市町の「指定ごみ袋」で持ち込まれても手数料が必要です。
- 3 粗大ごみの受入可能サイズは、幅 1m×高さ80 cm×長さ2.5m以内です。
- 4 手数料は生活系一般廃棄物(一般家庭のごみ)が10kgあたり50円、事業系一般 廃棄物(事業所のごみ)が10kgあたり100円です。
 - ※10 kg未満の場合は 10 kgの手数料、10 kg以上の場合は1 kg単位で四捨五入となります。(例:4kg=10 kg、14 kg=10 kg、15 kg=20 kg)
 - ※混載ごみの場合は、ごみの種類ごとに計量しそれぞれ手数料が必要です。
- 5 排出者確認のため、個人の方は「運転免許証」、事業所の方は「身分証及び運転免許証」 を提示してください。
- 6 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど複数のごみを一度に搬入する場合、それぞれ降 ろす場所が異なりますので、混雑緩和のため仕分けして搬入されますようお願いします。
- 7 施設内は一方通行及び規制速度 15 km/h 以下となっています。案内表示及び施設職 員の指示に従って走行してください。
- 8 搬入できる日時は、月曜日から土曜日の午後 1 時から午後 4 時 30 分までです。 ※日曜日、祝日及び年末年始(12月31日~1月3日)は受け入れできません。

宇和島地区広域事務組合環境センター TEL: 0895-49-5040